

2-医看号外  
令和2年(2020年)5月15日

(公社)長野県柔道整復師会の長 あて

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

本部長 阿 部 守 一

当県における緊急事態宣言の解除等を受けた新型インフルエンザ等対策  
特別措置法第24条第9項に基づく感染防止策の徹底等について（要請）

日頃は、医療行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止対策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策について、政府対策本部長は、令和2年5月14日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第3項の規定に基づき、同条第1項第2号に掲げる新型インフルエンザ等緊急事態措置（第46条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域を変更し、本県を含む39県の緊急事態宣言を解除しました。

しかしながら、引き続き緊急事態宣言が発令されている8都道府県においては、減少傾向は見られるものの、相当数の新規感染者が発生しており、未だに県外からの感染リスクは低下しておりません。

本県ではこうした状況を踏まえ、5月15日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議で、これまで実施してきた法第45条第1項に基づく外出自粛等の緊急事態措置を見直し、改めて法第24条第9項に基づき特定警戒都道府県への移動及び往来の自粛を要請するとともに、引き続き、施設に対する適切な感染防止策の徹底を要請すること等を決定しました。

つきましては、このことについてご賢察いただき、改めて貴会会員や会員企業の従業員に対し、下記内容について周知していただくようお願いします。

なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、要請等の内容を見直す場合がありますので、ご承知おきください。

## 記

### 1 要請内容

#### (1) 特定警戒都道府県\*への移動及び往来の自粛

\*北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県

#### (2) 適切な感染防止策の徹底の継続

### 2 STAY信州の取組等へのご協力について

5月31日までの間においては、特定警戒都道府県への移動・往来の自粛を要請しておりますが、外出に際しては、「人との接触機会の低減」(在宅勤務、時差勤務の推進等を含む)、「人と人との距離の確保」、「人と会話する際のマスク（布マスク等で可）着用」、「訪問先での換気の徹底」などを行ってください。また、5月31日までの期間においては、遠出は避け、基本的には身近な地域内に留まり、感染リスクの低い活動から行っていただく「STAY信州」の取組にご協力ください。

### 3 感染防止対策の徹底及び「新たな生活様式」に対応した営業について

引き続き、感染防止策の徹底をお願いし、いわゆる「新たな生活様式」に対応した営業を行うことができるよう準備を進めてください。その際、別添「新型コロナウイルス感染症・感染防止対策の徹底のための留意点について」を参考としてください。

健康福祉部医師・看護人材確保対策課  
(課長) 渡邊卓志 (担当) 木村祐造  
電話 026-235-7144 FAX 026-235-7377  
Eメール [ishikango@pref.nagano.lg.jp](mailto:ishikango@pref.nagano.lg.jp)

## 5月16日から5月31日までの間における要請等（県内全域）

### （1）外出・往来について

外出に際しては、「人との接触機会の低減」（在宅勤務、時差勤務の推進等を含む）、「人と人との距離の確保」、「人と会話する際のマスク（布マスク等で可）着用」、「訪問先での換気の徹底」などを県民に呼びかけていく。

また、5月31日までの期間においては、遠出は避け、基本的には身近な地域内に留まり、感染リスクの低い活動から行っていただくよう、県民に「STAY信州」を呼びかけていく。

ただし、特定警戒都道府県への移動、往来については自粛するよう要請する（特措法第24条第9項）。

### （2）接待を伴う飲食業等について

接待を伴う飲食業等（別表のとおり）については、5月21日まで施設の使用停止（休業）又は催物の開催の停止要請を継続する（特措法第24条第9項）。

5月22日以降は、運営する施設に対する適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内の物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底を要請する（特措法第24条第9項）。

### （3）運営する施設に対する適切な感染防止策の徹底の要請の継続

その他の運営する施設に対しては、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内の物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底の要請を継続する（特措法第24条第9項）。

また、業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインの周知・徹底を図る。

### （4）観光・宿泊施設等について

5月31日までの期間においては、観光・宿泊施設等に対し、感染防止策の徹底と特定警戒都道府県から人を呼び込まない運営についての検討の協力を依頼する（法に基づかない措置）。

- 営業を行う場合においては、適切な感染防止策をとるよう協力を依頼する。
- 特定警戒都道府県に向けた営業活動は行わない。
- 博物館、美術館、観光施設等においては、特定警戒都道府県からの利用を控えていただくよう周知するとともに、入場時に氏名、連絡先、入場時間等の記入を依頼する。

また、パチンコ店など、特定警戒都道府県からの来場が生じやすい業種に対しては、特定警戒都道府県からの利用を可能な限り行わせないよう協力を依頼する。

(別表)

施設の使用停止（休業）の要請等を行う接待を伴う飲食業等について

種類	施設	要請内容
遊興施設等※1	キャバレー	施設の使用停止(休業)及び催物の開催の停止の要請を継続
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック※2	
	バー※2	
	ダーツバー※2	
	パブ※2	
	性風俗店	
	ライブハウス	

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項第11号の遊興施設等にあたるもの

※2 接待を伴うものに限る

# 新型コロナウイルス感染症・感染防止対策の徹底のための留意点について

令和2年5月5日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

## 1. はじめに

- 今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者の皆様において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になります。
- 社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く要請します。
- また、新型コロナウイルス感染症から回復した者が差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、円滑な社会復帰のための十分な配慮が必要です。

## 2. リスク評価とリスクに応じた対策の検討について

事業者の皆様においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討します。

- ・接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定します。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意が必要です。
- ・飛沫感染のリスク評価としては、換気の状況を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価します。

## 3. 感染拡大防止のための対策について

(各業種に共通する留意点)

基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要です。例えば、人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することのほか、以下のものが挙げられます。

- ・感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）
- ・入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
- ・施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）
- ・施設の消毒

また、具体的な対応事例については以下のとおりです。

#### （症状のある方の入場制限）

- ・新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられます  
が、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びか  
けることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策です。また、  
状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられます。
- ・なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注  
意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられます。

#### （感染対策の例）

- ・他人と共に用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対  
応を図る。
- ・人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・手洗いや手指消毒の徹底を図る。

※美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにす  
るなどにより接触感染対策を行う。（手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こ  
まめな手洗いを主とします。）

#### （トイレ）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・便器内は、通常の清掃で良い。
- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

#### （休憩スペース）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める。

- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

**(ゴミの廃棄)**

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗う。

**(清掃・消毒)**

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

**(その他)**

- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

※これまでに国内においてクラスターが発生している施設等と同業種の施設等においては、格段の留意が必要です。

参考：【令和2年5月4日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議  
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」】